

下水道使用料の徴収漏れ及び誤徴収について

令和3年4月6日

松川町建設水道課

当町では、下水道を使用する方から水道料金と併せて下水道使用料を徴収していますが、下水道を使用しているにもかかわらず、下水道使用料が賦課されていない徴収漏れ、及び下水道使用料算定誤りによる誤徴収があることが判明しました。

関係する方々並びに町民の皆さまにご迷惑おかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

1. 概要

近年の他自治体における下水道使用料徴収漏れの報道等を受け、当町でも同様の事案がないか調査を実施したところ、下水道使用料の徴収漏れ3件、誤徴収1件があることが判明しました。

2. 調査方法

令和2年7月より、下水道加入者台帳^{※1}と上下水道料金システム^{※2}の登録情報の突合(4,373件)を開始、不整合のある世帯を抽出し、令和3年3月から該当世帯を対象に、関係申請書等の確認及び現地調査(公共柵内部及び宅内配管確認)、聞き取り調査を実施しました。

※1 下水道加入者台帳:世帯の下水道接続、未接続の情報を記載した台帳

※2 上下水道料金システム:上下水道料金の賦課、徴収を管理するシステム

3. 調査結果

徴収漏れ

件数	徴収漏れ金額	遡及徴収金額	遡及不能金額
3件	688,165円	430,921円	257,244円

内訳(平成24年度から1件、平成25年度から1件、平成29年度から1件)

誤徴収(過大徴収)

件数	還付金額
1件	322,405円

内訳(平成15年度から1件)

4. 原因

事務処理上の誤り

- ・事務処理は、下水道担当者から料金担当者へ宅内排水工事の完了した分の申請書類を渡し、上下水道料金システムへ入力・使用料賦課する流れで行っていたが、料金担当者がシステムへ入力をしていなかった。(1件)
- ・下水道接続している2世帯が1つの水道を使用しており、うち1件が新規で水道取出し工事をした際に水道料金のみを賦課し、下水道使用料を賦課していなかった。(2件)
- ・下水道未接続の2世帯が1つの水道を使用しており、うち1件が下水道接続した際に、水道使用量で下水道使用料を算定したため、下水道未接続世帯分の徴収金額が過大となっていた。(1件)

いずれのケースも下水道使用料賦課の事務を料金担当者が1人で担当しており、賦課状況を確認する体制ができていませんでした。また、排水設備工事を伴わない給水工事の場合は下水道担当者へ申請書類が回覧されず、情報を共有する体制ができていませんでした。

5. 今後の対応

- ・徴収漏れとなっていた使用者の方には直接訪問し、お詫びのうえ理由を説明するとともに、時効となっていない徴収漏れの下水道使用料について納付をお願いしました。
- ・誤徴収のあった使用者の方には直接訪問し、お詫びのうえ理由を説明するとともに、過大徴収分の下水道使用料を全額お返しします。

6. 再発防止策

- ・料金担当者が上下水道料金システムへ情報入力した後、下水道担当者により下水道使用料が正しく賦課されているか確認を行うことを徹底します。
- ・給水工事の申請書類も関係する担当者で回覧し、情報共有を行うことを徹底します。

松川町建設水道課 料金・下水道係
TEL 0265-36-7026(直通)